入札公告の取消

次のとおり一般競争入札を取り消します。
平成26年９月26日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役　鉄道建設本部
青森新幹線建設局長　梅田　雅司
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　02
平成26年７月16日付け（号外政府調達第132号16ページ２段目）掲載の入札公告「北海道新幹線、バラストスクリーン購入（青森方）」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年９月26日
支出負担行為担当官
北海道開発局旭川開発建設部長　丹野　弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第10号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　天塩川サンルダム建設事業の内取水放流設備製作据付工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道上川郡下川町
⑷　工事内容
ア　取水設備
選択取水ゲート：4.2m×12.5m　２段扉　製作・据付　Ｎ＝１門、底部取水ゲート：2.5m×3.2m　製作・据付　Ｎ＝１門、副取水ゲート：1.2m×3.5m　製作・据付　Ｎ＝２門、開閉装置：電動ワイヤーロープウィンチ式　製作・据付　Ｎ＝２基、開閉装置：電動スピンドル式　製作・据付　Ｎ＝２基、機側操作盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　Ｎ＝２面、凍結防止装置制御盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　Ｎ＝１面
イ　放流設備
放流主ゲート：φ2,500㎜　製作・据付　Ｎ＝１門、放流副ゲート：φ2,500㎜　製作・据付　Ｎ＝１門、油圧式開閉装置：電動復動式シリンダー　製作・据付　Ｎ＝２基、油圧ユニット：14MPa　製作・据付　Ｎ＝１面、機側操作盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　Ｎ＝１面、凍結防止装置制御盤：屋内自立閉鎖型　製作・据付　Ｎ＝１面
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月26日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材（ＳＵＳ304）Ｗ＝286ｔ、鋼材（ＳＳ400）Ｗ＝39ｔ、鋼材（ＳＭ400）Ｗ＝30ｔ
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。
⒀　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうち小容量放流設備用ゲートを元請けとして製作及び据付した施工実績を有すること。ただし、製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、平成11年度以降に完成（供用開始又は管理に移行）又は引き渡しを行ったダム用水門設備のうちダム用ゲートを製作又は据付した施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。
この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事の工場製作期間及び現地での据付期間に専任で配置できること。工場製作期間に配置する技術者は工場専任することとし、下記ア及びイの基準を満たすこととする。現地での据付期間は平成27年３月以降を予定し、現地での据付期間に配置する技術者は以下のイを除く基準を満たすこととする。
ア　１級土木施工管理技士を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が上記の資格を有する者を配置すること。
イ　上記⑷本文に掲げる工事の経験（製作）を有する者であること。
ウ　上記⑷本文に掲げる工事の経験（据付）を有する者であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者